

平成31年3月19日

〒466-0835 名古屋市昭和区南山町20-17

株式会社錦ヤ 御中

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海

理事長 杉浦市郎

(連絡先) 〒464-0075 名古屋市千種区内山3丁目28番2号 KS千種ビル6階F

事務局長 野澤厚美

(TEL : 052-734-8107、FAX : 052-734-8108)

## 申入書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当法人の平成30年9月19日付け申入書に対し、平成30年10月18日付け  
でご回答頂き、ありがとうございました。

上記ご回答を踏まえ、別紙のとおり、再度の申入れをさせていただきますので、  
ご検討の上、貴社の見解や対応につき、平成30年4月19日までに上記連絡先宛  
書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

また、本申入書の内容、申入れに対する貴社のご回答の有無、内容及び本申入れ  
以降の経緯・内容等については、消費者被害発生防止の観点から、当団体のホーム  
ページその他適宜の方法により公表させて頂くことがありますことを申し添えま  
す。

敬具

## 申入れ事項

(貴社が使用されている、「レンタル衣装及びレンタル衣装パックに関する約款」について)

「キャンセル (レンタル衣装)」 (貸出日からの算出となります。)

\* 予約契約成立後に、お客様の都合で契約を解除されるときは、次の金額を取消料 (キャンセル料) として申し受けます。

・・・

予約書記載の貸出日から15日から4日前までの解除・・・予約書記載の契約金額の50%の取消料

### 1 申入れの趣旨

本約款を削除して頂くか、消費者契約法9条1号に沿う形に改定して頂きますよう再度申し入れます。

### 2 申入れの理由

消費者契約法9条1号は、「契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項」について、「これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超える」場合、当該超過部分を無効としています。

そして、本約款は、まさに「契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項」です。

貴社は、平成30年10月18日付けで改訂のご回答を頂いた以前の約款においては、契約日より4日以後の解約金を料金の30%、貸出日より3日前からの解約金を料金の70%と定めていました。ところが、改訂後の上記約款においては貸出日より15日前から4日前までの解約金を料金の50%と定めていることから、貸出日より15日前から4日前までの解約について、改訂後の約款に定める解約金は改定前の約款に定める解約金より高額となっています。

このような解約金の変更は、合理的根拠がないものと思料しますので、改定前の

規約が定めるように同期間の解約金を料金の30%と改定してください。

「キャンセル（レンタル衣装）」（貸出日からの算出となります。）

\* 予約契約成立後に、お客様の都合で契約を解除される場合は、次の金額を取消料（キャンセル料）として申し受けます。

・・・

（ただし、成人式・卒業式・七五三等のシーズン商品レンタルに関しては、予約締結日から14日経過後から予約記載の貸出日の16日前までの解除に関しても予約書記載の契約金額の30%の取消料が発生する）

## 1 申入れの趣旨

本約款を削除して頂くか、消費者契約法9条1号に沿う形に改定して頂きますようお願い再度申し入れます。

## 2 申入れの理由

貴社は、卒業式、成人式、七五三等の限られた時期に使用する衣装のレンタルについては衣装レンタル使用日までの期間が短いことを前提に、本約款を定めたことをご説明されています。

しかしながら、前回の申入れの際にご指摘申し上げている通り、卒業式、成人式、七五三等の限られた時期に使用する衣装についても、レンタル衣装契約が締結される時期は、使用日の直前から使用日の相当前の段階まで、様々な時期が想定されます。そのため、やはり契約時期及び使用日を問わずに本約款が解約料として定めるような料金の30%の損害が一律に発生するとは考えられません。

したがって、本約款が「成人式・卒業式・七五三等のシーズン商品レンタル」について定める解約料は、顧客の衣装レンタル解約によって貴社に生じる平均的損害を超えるものといえます。

よって、当団体は、貴社に対し、当約款を削除するか、解約の時期に応じた平均的損害を超えないような形に改定するよう、再度申し入れます。

以 上